

報道機関各位

「年金の日」および「ねんきん月間」について

11月30日は「年金の日」 11月は「ねんきん月間」

厚生労働省では、“国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日”として、平成26年度から毎年11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。日本年金機構では、毎年11月を公的年金制度の意義やしくみを理解し、年金を身近に感じていただくための「ねんきん月間」と位置づけています。「ねんきん月間」の期間中は、全国で年金事務所職員による年金相談や年金セミナーなどが開催されています。



市では、本庁国保年金課および松井田支所住民福祉課窓口で、国民年金に関する相談を受け付けています。(市でお受けできない相談は、年金事務所への相談方法などを案内します)

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html

【問い合わせ】

市民環境部国保年金課医療年金係
TEL027-382-1111(内線1118)